

令和 6 年度 第 1 回佐倉市障害者差別解消支援地域協議会 会議録

会議名称	令和 6 年度第 1 回佐倉市障害者差別解消支援地域協議会
開催日時	令和 6 年 8 月 9 日 午前 10 時～正午
開催場所	佐倉市健康管理センター3 階 大会議室
出席者等	委 員：安部会長、岡本副会長、篠塚委員、村上委員、佐野委員、 西脇委員、三谷委員、山田委員、木村委員、鈴木委員、 神成委員、久保委員、小川委員 ※欠席：中澤委員、大久保委員、村中委員 事務局：福祉部 山本部長 障害福祉課 松澤課長、日暮副主幹、土屋主査、平野主査、 東城主査、佐藤主査補
議題	① 佐倉市障害者差別解消支援地域協議会会長及び副会長の選出について ② 佐倉市障害者差別解消支援地域協議会の会議の公開等について ③ 佐倉市障害者差別解消支援地域協議会について ④ 協議会の取り組みについて（非公開） ⑤ 事業者等に寄せられる障害者からの相談等の現況について（非公開）
配布資料	1 障害者差別解消法の概要 2 障害者差別解消支援地域協議会の概要 3 協議会の取組について 4 当事者団体へのアンケート（案）について 5 相談事例について（※協議会終了後回収） 6 障害者虐待の現状について（※協議会終了後回収） [参考資料] 1 障害者差別解消法に関する事例 2 障害者差別解消法の認知について（令和 4 年度調査） 3 相談事例 4 障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】 5 事業所向けチラシ（市作成） 6 こうほう佐倉（令和 5 年 11 月 15 日号）

【会議の概要】

◆ 佐倉市障害者差別解消支援地域協議会の取り組みについて

〈事務局〉

- ▶ 本協議会の取組と、設置根拠である障害者差別解消法の概要を説明。
- ▶ 令和 6 年 4 月 1 日から、事業者は合理的配慮の提供が義務化された。ポイントは、建設的な対話。対話の際に避けるべき言葉などを紹介。
- ▶ 今年度も、引き続き情報発信の強化を進める。事業者向けチラシの配布をはじめ、障害者差別解消法の趣旨や事業者が備えるべき体制などをテーマに、出前講座などの機会をつくりたい。

〈委員意見〉

- ▶ 合理的配慮は、近年いろいろな場面で進んできているように感じる。駅にはエレベーターが増え、低床バスも増えている。昔に比べると本当に変わってきた。

◆ 小中学生への障害理解促進について

〈事務局〉

- ▶ 昨年度の協議会で、小中学生への周知啓発を推進すべきとの意見があった。学校を通じたチラシの配布や、障害について学べる機会の創出について検討していきたい。

〈委員意見〉

- ▶ 学校を通してチラシを配るのは良いと思う。家庭でも見てもらえる。合理的配慮の義務化が大きなトピックとして、関心が喚起できる。タイミングとして、大きなチャンスだと思う。
- ▶ チラシの全校配布は、非常に有効。出前授業となると、調整しなくてはいけないことが出てくるが、小さい頃から障害について理解していることは非常に重要だと思う。
- ▶ 先日、当事者団体が王子台小の 5 年生に福祉教育を行った。反応が良く、とてもいい機会となった。現在、千葉県福祉教育モデル事業として、臼井地区の小中学校を対象に進めているとのこと。取り組みの詳細を知りたい。
- ▶ 県では、福祉に関するプログラムを県内各地で推進している。臼井地区の対象期間は、令和 5～7 年度。市でも福祉教育の研究を進めており、成果を皆さんにご披露する場面があると思う。この取り組みについて、市内全域の学校に伝え、広げていければと考えている。

◆ 当事者団体へのアンケートについて

〈事務局〉

- ▶ 障害のある方へのアンケートを実施し、「このような対応が心地よかった」、「こういったところが気になった」という事例を収集し、ホームページなどに掲載したい。

〈委員意見〉

- ▶ 当事者へのアンケートは、とてもありがたい。良い取り組みだと思う。

【会議経過】

1. 佐倉市障害者差別解消支援地域協議会会長及び副会長の選出について

〈事務局〉

本協議会の要綱第五条第 1 項の規定により、委員の互選により定めることとなっております。事務局案として、佐倉市総合支援協議会より委嘱した阿部委員に会長をお願いしたい。

また、同要綱第五条第 1 項の規定により副会長は委員の中から、会長が指名。阿部会長から指名。副会長は、佐倉市社会福祉協議会から選出の岡本委員を選出。

2. 佐倉市障害者差別解消支援地域協議会について(資料1、資料2)

[事務局]

▶本協議会の設置根拠となる障害者差別解消法の概要を説明。令和 6 年 4 月 1 日から、事業者は合理的配慮の提供が義務化された。ポイントは、建設的な対話。対話の際に避けるべき言葉などを紹介。

▶佐倉市では、平成 30 年度から障害者差別解消支援地域協議会を設置。地域における様々な関係機関の皆様のご協力のもと、障害者差別に関する相談や、その相談の事例を踏まえた取り組みを効果的かつ円滑に行うために、ご協力いただきたい。

[委員意見]

▶合理的配慮は、近年いろいろ進んでいる。例えば交通関係だと、駅にエレベーターが相当増え、低床バスも増えている。昔に比べると本当に変わってきている。誰かに相談することなく、自分たちの活動の中で利用できることは、本当にありがたい。環境の整備は、別に障害者だから助かるというわけではなく、将来的には段差はないほうがいいとか、エレベーターが増えとか、みんなのためにということも考えていければと思う。

3. 協議会の取り組みについて(資料3、資料4)

〈事務局〉

▶過去の取組として、障害者差別解消法の認知度について市民向けと事業者向けに調査を実施。その調査結果を受け、周知啓発に関する取り組みを推進してきた。市広報紙「こうほう佐倉」の一面で合理的配慮の提供の義務化の周知を図ったり、市のホームページにて、各事業分野における対応指針を掲載したりするなど、情報発信を強化した。

また、周知・啓発という観点から、研修を実施した。ちばグリーンバスでは、主にドライバーの方を対象として、妊婦や障害者(車いす)のバス乗車に関する研修を行った。そのほか、佐倉市の新規採用職員に向けた研修、公民館で実施している市民カレッジの受講生に向けた研修を行った。

- ▶今年度は、障害者差別解消法の改正について、周知啓発を継続していきたい。例えば、出前講座の実施を検討。事業者向けに障害者差別解消法の趣旨や、事業者が備えるべき体制、相談体制の構築のことなど機会を模索したい。
- ▶事業者向けのチラシを作成している。チラシを活用した周知を検討中。イオンタウンユーカリが丘店内にあるデジタルサイネージで表示し、市民へ周知をしているが、今後配布したいと考えている。配布先は検討中であるが、民生委員や商工会議所にご協力いただき、事業者向けに配布したいと考えている。
- ▶昨年度の協議会で頂いた意見として、子ども向け周知の検討があった。小中学校のときから様々な障害のことを知ることが差別解消のために有効な手段ではないかという意見であった。
- ▶障害のある方へのアンケートを実施して、「このような対応が心地よかった」、「こういったところが気になった」という事例を収集し、事業者の方などに知っていただくため、ホームページなどに掲載して配慮の場を広げていけたら良いと考えている。

【委員意見】

- ▶ホームページのリニューアルの際に、希望者へメールマガジンを配信するという話があったかと思うが、進捗状況はいかがか。
→[事務局]昨年度の協議会で、希望する事業者へ差別解消法についての情報をメールマガジンとして配信したいと提案したが、募集したところ、申し込みがあったのは5件程度。チラシなどを活用して一定数の希望者が集まってから配信を開始したいと考えている。引き続き準備を進めて参りたい。
- ▶当事者へのアンケート、とてもありがたい。昨年度まちづくりのバリア点検を行った際、京成志津駅の駅長さんにとても丁寧に対応していただいた。障害の有無にかかわらず、困ったことがあれば改札口の駅員や車掌に声をかけてほしいとの話があった。公共交通機関の事業者は、前もって合理的配慮の義務づけに備えていた印象がある。
- ▶知的障害者が選挙権を行使できる環境整備が進むことを望んでいる。狛江市では、市長候補者が障害者施設などで演説を実施したり、わかりやすい選挙公報の作成をしたりするなど先進的な取り組みを実施している。
- ▶子ども向けの周知として、学校を通してチラシを配ると良いと思う。生徒に配ると、家庭でも見てくれる。その時に、合理的配慮が義務化されたことが大きなトピックとして、これなんだろうということで、関心が喚起できる。タイミングとして、大きなチャンスだと思う。
- ▶チラシの全校配布は非常に有効であると思われる。学校での出前授業となると、ちょっと調整しなきゃいけないところが出てくるが、やはりこのようなことを子どもたちも、小さい頃からわ

かっていることは大変重要なことだと考えている。

▶先日、王子台小の５年生に福祉教育を当事者団体が行った。白杖体験や校内のバリア点検を行った。結構反応が良く、とてもいい機会となった。現在、千葉県福祉教育モデル事業として、臼井地区の小中学校をモデル地区として展開しているとのこと。王子台小、臼井西中、佐倉西高校が対象となっているらしい。この取り組みの詳細を知りたい。

▶県内の様々な地区で、福祉に関するプログラムを３年計画で推進していると聞いている。臼井地区の小中学校では、令和５年度から令和７年度までが対象期間となる。佐倉市においても福祉教育についての研究を進め、今回の研究成果を皆さんにご披露する場面があると思う。この取り組みについて、市内全域の学校に伝え、広げていければと考えている。

【事務局から】

▶小中学生向けのチラシについては、紙面のみであると伝えられる情報量も少ないので、例えば、ホームページに誘導して、子供たちが障害について学べるようなページを作るなど、検討してまいりたい。

▶福祉教育については教育委員会とも協議しながら、進めてまいりたい。

4、障害者等からの相談の現況について（非公開）

5、障害者虐待の現況について（非公開）

～閉会～